

立川市

木造住宅耐震化促進事業

日本は世界有数の地震国です。近年発生した熊本地震や能登半島地震では多くの建物が被災し、特に昭和56年6月の建築基準法改正以前の耐震基準（旧耐震基準）で建築された建物に大きな被害が見られました。

南関東では、今後30年以内にマグニチュード7クラスの大地震が70%の確率で発生すると予測されています。令和4年5月に見直された東京都防災会議の被害想定では、立川断層帯でマグニチュード7.4の地震が発生した場合、立川市内の建物被害は6,000棟を超えるとされています。

市では、『市民が安心して暮らせる災害に強いまちの実現』に向けて、旧耐震基準で建築された木造住宅を対象に、耐震診断や耐震改修等に要する費用の一部を助成し、耐震化を促進しています。（令和6年4月1日助成金交付要綱の一部改正）

1. 無料
簡易耐
震診断

2. 耐震
診断
助成

3. 耐震
改修等
助成



問い合わせ先
立川市市民生活部住宅課住宅対策係
〒190-8666 立川市泉町1156-9
電話 042-528-4384

1. 無料 簡易耐 震診断

2. 耐震 診断 助成

■ 対象住宅

昭和56年5月31日以前に建築された木造の民間戸建住宅、共同住宅及び併用住宅
(住宅以外の用途部分の面積が延べ面積の2分の1未満のものに限ります。)

■ 助成対象者

対象住宅を所有する個人で、既に納期の経過した市税を完納している方です。

■ 助成内容

耐震診断には次の2種類があります。

1 簡易耐震診断 (無料)

市が委託する機関に所属する建築関係経験者を派遣し、無料で外観からチェックリストを使って目視で行う耐震性能の目安を測る簡易な診断です。診断の結果報告と耐震化の方法や市の助成制度等について現場で説明します。

2 耐震診断

調査機関として市又は都が定めた建築士事務所が、木造住宅に必要な耐震性能及び安全性を調査し評価する診断を行った場合、診断費用の2分の1(限度額10万円)を助成します。

3. 耐震 改修等 助成



■ 対象住宅

昭和56年5月31日以前に建築された木造の民間戸建住宅、共同住宅及び併用住宅
(住宅以外の用途部分の面積が延べ面積の2分の1未満のものに限ります。)

2 耐震診断 の助成を利用して診断した結果、上部構造評点が1.0未満の住宅

■ 助成対象者

対象住宅を所有する個人で、既に納期の経過した市税を完納している方です。

■ 助成内容

耐震改修のほか建替え又は除却に要する費用の一部を助成します。

3-1 耐震改修 の場合

次の①【補強設計及び工事監理】と②【耐震改修】の合計額を助成します。

ただし、①と②の実施業者が同一の場合、助成を受けられませんのでご注意ください。

①【補強設計及び工事監理】

補強設計と工事監理に要した費用の2分の1(限度額10万円)を助成します。

②【耐震改修】

補強設計に従い施工した耐震改修に要した費用の2分の1(限度額100万円)を助成します。

3-2 建替え の場合

対象住宅を除却するとともに当該住宅の敷地に住宅を新築する、建替えに要した費用の2分の1(限度額100万円)を助成します。

3-3 除却 の場合

対象住宅の取り壊しに要した費用の2分の1(限度額50万円)を助成します。

■申請に必要な書類(印鑑をご持参ください。)

1 簡易耐震診断	の場合	① 木造住宅簡易耐震診断申請書 ② 対象住宅の建築時期、申請時の所有者、構造等が確認できる書類 (建築確認通知書、登記簿謄本の写し、家屋評価証明書など)
2 耐震診断	の場合	① 木造住宅耐震診断助成金交付申請書 ② 耐震診断経費の見積書の写し ③ 対象住宅の建築時期、申請時の所有者、構造等が確認できる書類
3-1 耐震改修	の場合	① 木造住宅耐震改修等事業助成金交付申請書 ② 工事工程表 ③ 施工業者の建設業許可書(写) ④ 工事に関する設計図書 ⑤ 補強設計及び工事監理費見積書(写) ⑥ 工事見積書(写) ⑦ 耐震補強に関する講習会を受講したことが確認できる書類(写) ⑧ 建物用途、規模及び現況報告書
3-2 建替え	の場合	① 木造住宅耐震改修等事業助成金交付申請書 ② 工事工程表 ③ 施工業者の建設業許可書(写) ④ 工事に関する設計図書 ⑤ 工事見積書(写) ⑥ 省エネ基準に適合していることが確認できる書類(写)
3-3 除却	の場合	① 木造住宅耐震改修等事業助成金交付申請書 ② 工事工程表 ③ 工事見積書(写)

